

議案第 1 2 号

亀山市産業振興条例の一部改正について

亀山市産業振興条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市産業振興条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市産業振興条例の一部を改正する条例

亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 新設 市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が現に行っている事業と異なる事業の事業所を市内の<u>他の場所</u>に設置することをいう。<u>ただし、事業所を新たに建築する場合に限る。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 新設 市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が現に行っている事業と異なる事業の事業所を市内に設置することをいう。</p>

(5) 増設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内の他の場所に設置することをいう。ただし、事業所を新たに建築する場合に限る。

(6) 移設 市内に事業所を有する者が当該事業所を廃止し、市内の他の場所に移転することをいう。ただし、事業所を新たに建築する場合に限る。

(7) ～ (9) [略]

(奨励措置対象事業者)

第3条 この条例による奨励措置の対象となる事業者（以下「奨励措置対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 立地等に係る事業所が次のいずれかの事業に供されるものであること。

ア [略]

[号の細分を削る。]

イ [略]

(2) [略]

(3) 投下固定資産総額が新設にあつては20億円（中小企業者が行う新設にあつては10億円）、増設又は移設にあつては10億円

(5) 増設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の施設等を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置することをいう。

(6) 移設 市内に事業所を有する者が当該事業所を廃止し、市内の他の場所に移転することをいう。

(7) ～ (9) [略]

(奨励措置対象事業者)

第3条 この条例による奨励措置の対象となる事業者（以下「奨励措置対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 立地等に係る事業所が次のいずれかの事業に供されるものであること。

ア [略]

イ 物流機能を有する保管施設事業

ウ [略]

(2) [略]

(3) 投下固定資産総額が5億円（第1号ア及びウに該当する事業を営む中小企業者（次号において「製造業等中小企業者」という。）

(中小企業者が行う増設又は移設にあつては5億円)以上であること。

(4) 新規雇用者等の数が新設にあつては10人(中小企業者が行う新設にあつては5人)、増設又は移設にあつては当該増設又は移設後の事業所が操業を開始した日から起算して1年前の日の雇用者数以上であること。

2及び3 [略]

附 則

(この条例の失効)

3 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第4条第2項の規定により指定を受けた指定事業者又は当該指定事業者以外の事業者でこの条例の失効前に土地(その取得価額が投下固定資産総額に含まれるものに限る。)を取得しているものに係る奨励措置については、なお従前の例による。

が行う増設又は移設にあつては1億円)以上であること。

(4) 新規雇用者等の数が10人(製造業等中小企業者が行う新設にあつては5人、製造業等中小企業者が行う増設又は移設にあつては、当該増設又は移設後の事業所が操業を開始した日から起算して1年前の日の雇用者数)以上であること。

2及び3 [略]

附 則

(この条例の失効)

3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第4条第2項の規定により指定を受けた指定事業者又は当該指定事業者以外の事業者でこの条例の失効前に土地(その取得価額が投下固定資産総額に含まれるものに限る。)を取得しているものに係る奨励措置については、なお従前の例による。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、改正後の亀山市産業振興条例の規定は、同日以後に申請を受理した奨励措置指定事業者の指定に係る奨励措置について

適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に改正前の第4条第2項の規定により指定を受けた事業者又は当該事業者以外の事業者で同日前に土地（その取得価額が投下固定資産総額に含まれるものに限る。）を取得している事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。